



へいせい ねんど  
平成27~28年度

しずおかしたぶんかきょうせいこんわかい  
静岡市多文化共生懇話会

てい げん  
提 言

しずおかしたぶんかきょうせいこんわかい  
静岡市多文化共生懇話会



# もく じ 目 次

ていげん 提言にあたって	.....	2
てい げん 提 言	.....	3
ていげんしょ こっし 提言書の骨子	.....	5
がい ねん ず 概 念 図	.....	6
てい げん 1 提 言 1	.....	7
てい げん 2 提 言 2	.....	8
てい げん 3 提 言 3	.....	9
てい げん 4 提 言 4	.....	11
し ざ りょう 資 料	.....	13
たぶん かきょうせいこんわかいていげん あゆ 多文化共生懇話会提言までの歩み	.....	15
たぶん かきょうせいこんわかいいいん 多文化共生懇話会委員からのメッセージ	.....	17
だい き たぶん かきょうせいこんわかいいいんめいぼ 第7期多文化共生懇話会委員名簿	.....	23
しずおかし たぶん かきょうせいこんわかいせつちようこう 静岡市多文化共生懇話会設置要綱	.....	24

# 提言にあたって

～「世界に輝く静岡」の実現に資する多文化共生施策～

現在静岡市には、約8千人の外国人住民が暮らしており、定住化傾向が見られることから、外国人と日本人がともに同じ地域で暮らす機会が増えることが予想されます。

こうした中で、平成27年4月に第3次静岡市総合計画が策定され、「多文化共生」が重点プロジェクトとして位置づけられました。これを機に、これまでの静岡市外国人住民懇話会は静岡市多文化共生懇話会へと名称を変え、「外国人と日本人が異なる文化を尊重し、地域社会を担うパートナーとしてともに暮らしていく多文化共生社会の実現」を目指して、議論を重ねてきました。

多文化共生社会の実現のためには、まず、在住外国人の生活の安定を図ることが重要です。次に周囲の日本人との交流が進むと、日本人住民が日常の生活の中で、世界のような価値観や考え方に触れることができるようになります。さらに、外国人住民の協力により、外国の文化や習慣とともに地域に溶け込んだ体験などを学ぶ機会が増えれば、市民全体の多文化共生意識の向上とホスピタリティ豊かな市民性の浸透につながります。

また、本市が目指す「世界に輝く静岡の実現」という大きな目標に向けても、外国人住民に配慮したまちづくりを目指すことは、静岡市への好感度が向上し、静岡市を第二のふるさとであるとする外国人の増加につながります。さらに、静岡市の魅力をより理解することで、多くの外国人が本国と静岡市をつなぐ親善大使のように、情報発信の役割を積極的に果たすことも期待できます。

一方、「外国人にとってやさしいまちづくり」の視点から、発病などの緊急時における医療機関での対応や公共施設での情報伝達の工夫などは、市内に暮らす外国人だけでなく、海外からの訪問客にとっても安心して快適な滞在や旅行が楽しめる環境となります。このように外国人にもやさしい静岡市のまちと市民性は、海外からの訪問客が再度静岡市を訪問したいというモチベーションにつながります。

今回、多文化共生懇話会では、以上のように、多文化共生がまちづくりに果たす役割を認識しながら、外国人住民自身もどのような貢献ができるのかといった視点も交え議論を重ねてきました。その結果を、以下に掲げる4項目にまとめ、提言いたします。私たちの提言が、静岡市の多文化共生の推進に貢献し、ひいては第3次静岡市総合計画において静岡市が目指す「世界に輝く静岡」の実現につながることを期待しています。

てい  
提

げん  
言



《 多文化共生懇話会 提言書の骨子 》

提言1 日本語学習への支援（取組拡充の提言）

《取組案》

- ① ライフスタイルや目的に応じて、場所・レベル・時間帯を選択できる幅広い学習機会の提供
- ② 児童・生徒への日本語指導の充実と外国人住民がサポートできる仕組みづくり
- ③ 日本語学習に係る情報提供の充実

《期待される効果》

外国人住民の生活の安定支援  
⇒外国人と日本人の交流活発化

【(1) 外国人住民の静岡県への好感度向上】  
副次的効果

【(2) 日本人住民の多文化共生意識の向上】

提言2 まちの魅力学ぶ場の提供と、まちづくりに取り組む人材への支援（新たな取組への提言）

《取組案》

- ① 外国人住民が静岡市の文化や伝統を学べる機会の提供
- ② 様々な分野でのイベントやボランティア活動への参加機会の拡大と情報提供の強化
- ③ 静岡市に貢献している外国人住民を対象とする表彰制度の創設

【(1) 外国人住民の静岡県への好感度向上】  
副次的効果

【(2) 日本人住民の多文化共生意識の向上】

提言3 日本人住民が多文化共生意識を学ぶ機会の充実（取組拡充の提言）

《取組案》

- ① 身近な同じ地域で暮らす外国人から多文化共生について学ぶ機会の提供
- ② 様々な文化をバックグラウンドにもつ外国人とのスポーツなどを通じた交流

【(2) 日本人住民の多文化共生意識の向上】

提言4 外国人訪問客にもやさしい取組の実施（新たな取組への提言）

《取組案》

- ① 病院での初診段階や医療制度説明などにおけるタブレット端末を使用した通訳対応
- ② 観光施設などにおける「やさしい日本語」の音声ガイダンスの使用
- ③ 静岡市に暮らす外国人の視点からの国際交流への貢献  
(MICE推進事業などにおける市民交流への参画)

【(3) 外国人訪問客にもやさしいまちづくり】

【(1) 外国人住民の静岡県への好感度向上】

※MICE…大規模な国際会議や展示会など、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等のこと

# 「世界に輝く静岡」の実現に資する多文化共生施策

提言  
ていげん

- 1 日本語学習への支援（取組拡充の提言）
- 2 まちの魅力学ぶ場の提供と、まちづくりに取り組む人材への支援（新たな取組への提言）
- 3 日本人住民が多文化共生意識を学ぶ機会（取組拡充の提言）
- 4 外国人訪問客にもやさしい取組の実施（新たな取組への提言）

多文化共生施策の推進

外国人住民への生活支援

外国人住民の生活安定

交流の活発化

外国人住民の生活安定  
外国人住民の生活安定

外国人住民の生活安定  
外国人住民の生活安定

静岡市第3次総合計画

“訪れる人が憧れを抱く”

「世界に輝く静岡」

提言1, 2, 4により  
期待される効果

(1) 外国人住民の  
静岡市への好感度向上  
⇒ 海外への積極的情報発信  
(親善大使的役割)

あいうえお



提言4により  
期待される効果

(3) 外国人訪問客にも  
やさしいまちづくり  
⇒ 安心、便利な訪問



海外からの訪問客

Shizuoka



海外から多くの人が  
集まり交流



提言 1 「日本語学習への支援（取組拡充の提言）」

【取組案】

- (1) ライフスタイルや目的に応じて、場所・レベル・時間帯を選択できる幅広い学習機会の提供
- (2) 児童・生徒への日本語指導の充実と外国人住民がサポートできる仕組みづくり
- (3) 日本語学習に係る情報提供の充実

【背景・理由】

外国人住民が、地域社会のルールやきまりを理解し、日本人住民とともに同じ地域で互いの文化を尊重しながら生活していくためには、日本語を習得することが重要です。しかし、習得している日本語のレベルは人により大きく異なるため、基本的な日常会話や就職に役立つ日本語など、自分のライフスタイルや目的に応じて、無理なく学び続けられる様々な学習機会が用意されることを期待します。

また、小中学校における日本語指導については、現在、ボランティアの協力を得ながら実施されていますが、日本の学校制度が分からなかったり、日本語が全く話せなかったりする児童・生徒が転入・入学する場合もあり、本人や両親が多くの困難を抱えることもあります。学校内で使用される独特の日本語も習得する必要があるため、学校生活を円滑に送ることができるように、更なる日本語学習時間が確保されることを望みます。その際、母語で日本の学校制度を説明できる人材の支援があれば、よりスムーズに学校生活に慣れることができますので、サポート体制を拡大していただければ、様々な国籍の外国人住民も支援に関われると思います。

日本語学習は、既に国際交流協会や民間の団体等で実施していますが、日本語学習を必要とする外国人住民にその情報が伝わらず、機会を利用できないことも考えられますので、更なる情報提供の充実が必要であり、効果的な方法を検討するために、外国人の視点から外国人も積極的に協力できると考えます。



## 提言2 「まちの魅力を学ぶ場の提供と、まちづくりに取り組む人材への支援（新たな取組

### への提言)」

#### 【取組案】

- (1) 外国人住民が静岡市の文化や伝統を学ぶ機会の提供
- (2) 様々な分野でのイベントやボランティア活動への参加機会の拡大と情報提供の強化
- (3) 静岡市に貢献している外国人住民を対象とする表彰制度の創設

#### 【背景・理由】

日常生活において外国人が、静岡市の文化や伝統を学ぶ機会は、あまり多くないため、これらを学ぶ講座や活動を検討していただきたいと思います。それにより、外国人も静岡市を第二の故郷として、このまちに住むことに誇りをもてるようになるのではないのでしょうか。

外国人住民の中にも自分が暮らしている地域やまちの活性化に貢献するため、イベントや行事に積極的に参加・協力したいと考えている人もいます。例えば、外国人ができるボランティアとしては通訳が最初に連想されますが、それ以外にも日本語のレベルに応じて、日本人と同じような活動に協力できる場合もありますので、行事やボランティアなどに関連する情報提供を強化していただきたいと思います。日本人とともにこれらの活動に参加することで、静岡市の文化や伝統への理解をより深め、静岡市への好感度が向上することも期待できます。

また、まちづくり、町内会、教育、観光など様々な分野で静岡市に貢献している外国人住民を表彰する制度の新設についても検討をお願いします。表彰することで、多くの市民にその外国人住民の活動を周知でき、多文化共生の意義が認識されるきっかけとなるのが期待できます。また、「将来、自分も表彰されたい」と考えて、様々な分野でこれまで以上に活躍する外国人が出てくることも考えられます。

上記の3つの取組により、静岡市で暮らす、より多くの外国人がまちづくりに主体的に参加し貢献できるようになると思います。

提言3 「日本人住民が多文化共生意識を学ぶ機会の充実（取組拡充の提言）」

【取組案】

- (1) 身近な同じ地域で暮らす外国人から多文化共生について学ぶ機会の提供
- (2) 様々な文化をバックグラウンドにもつ外国人とのスポーツなどを通じた交流

【背景・理由】

同じ地域で長期にわたり暮らす外国人住民が増加している中、外国人と日本人が信頼関係を築き、多文化共生の実現に向けて努力する同じ地域のパートナーとして、まちづくりの役割を担っていくことは、益々大切になっていくと思います。その際、互いの文化や習慣を尊重し、ともに暮らしていく多文化共生意識の向上が日本人住民にも重要であると考えます。例えば、東日本大震災の時は、外国人と日本人が互いに支え合ったという話を聞いたことがあります。このような災害時でさえも、揺るがない相互の信頼関係が保たれるよう、日本人の方々が多文化共生を学ぶことができる、より多くの機会の提供をお願いします。

ここでは、同じ地域に暮らす外国人から、日本で暮らし始めた頃に母国と異なるルールや習慣に戸惑った体験や、外国人や外国は遠い世界のことでなく、地域と世界は直接結びついていると感じることができる話を身近な生涯学習施設などで、直接聞ける機会を提供することも有効であると思います。規模の大きなイベントだけでなく、このように日常生活の中で気軽に外国人と交流することが、日本の文化や日本語に不慣れな人々とともに暮らしていることを意識するきっかけとなるのではないのでしょうか。

現在、世界の国数は190を超え、それぞれの国に異なる文化や習慣がある一方、静岡市に暮らす外国人の出身国も、約80か国に及んでいます。そのため、特定の国や地

いき かつよ さまざま ぶん か 域に偏らず様々な文化をバックグラウンドにもつ外国人との交流が多文化共生意識

の向上に役立つと思います。また、日本語が不自由な外国人が多い反面、日本人の側も

外国語が苦手なコミュニケーションの壁となっていることもあります。そのため、外国

人と日本人の双方が交流を望んでも、実際には消極的になる場合も考えられます。

そこで、言葉が障害となりにくいスポーツや民族舞踊、料理などをテーマとしたイベ

ントや事業の開催が、このような人たちにとって国際交流への第一歩になると思いま

す。

上記の2つの取組を通じて、自国の文化や習慣を日本人に知ってほしいと考え、多

くの外国人も講師などとして積極的に事業に参加し協力すると考えます。



提言 4 「外国人訪問客にもやさしい取組の実施（新たな取組への提言）」

【取組案】

- (1) 病院での初診段階や医療制度説明などにおけるタブレット端末を使用した通訳対応
- (2) 観光施設などにおける「やさしい日本語」の音声ガイダンスの使用
- (3) 静岡市に暮らす外国人の視点からの国際交流への貢献

【背景・理由】

外国人訪問客の増加が見込まれる中、体調を崩し、医療機関での受診が必要となるケースは、今後も増加すると思います。また、同様のケースは長期に静岡市に暮らす外国人にも、当然、起こりえます。その際、日本語が不自由であると適切な治療を受けられずに、症状が悪化することも考えられます。また、日本語の日常会話であれば問題なくコミュニケーションを図れても、医療の専門用語を理解することは困難です。さらに、日本固有の医療保険制度や医療機関での受診の仕方など、医療に関わる制度や仕組みを理解する必要があります。このような場合、通訳者を用意することが最善の手段ですが、医療通訳者が常駐することは困難であるため、代わりにタブレット端末などのICT機器を利用して、離れた場所からの通訳を得られる手段を検討していただきたいと思っております。こうすることにより、日本語の能力に関係なく、外国人も安心して診察を受けることができるようになるのではないのでしょうか。

観光施設や文化施設などで使用されている漢字の入った説明文は、外国人にとって理解することが難しい場合があります。既に英語に翻訳した説明を併記している施設もありますが、やさしい日本語を使用した音声案内も利用することで、英語圏以外の漢字が苦手な外国人には、より正確に情報を伝えることができます。このような取組によ

しずおかし ぶんか れきし みりよく おお がいこくじんほうもんしや しずおかし く  
り、静岡市の文化や歴史などの魅力を多くの外国人訪問者とともに静岡市に暮らしてい  
る外国人にも容易に理解してもらえます。

げんざい しずおかし だいきぼ こくさいかいぎ てんじかい おお しゅうきやくこうりゅう み こ  
現在、静岡市はMICE（大規模な国際会議や展示会など、多くの集客交流が見込ま  
れるビジネスイベント等のこと）の推進や海外からの訪問者との交流の活発化を目標  
としています。また、4年後には日本でオリンピックが開催されるため、静岡市を訪問す  
る外国人の増加も見込まれる中、外国人住民は静岡市に暮らしている外国人の視点か  
ら、日本人には気づかない「静岡らしいもの、静岡にしかないもの」を訪問者に紹介で  
きます。

とく ほうもんしや おな しゅっしんこく ざいじゅうがいこくじん ほうもんしや こうりゅう さんか  
特に、訪問者と同じ出身国の在住外国人が、訪問者との交流に参加できれば、その  
くにこゆう ぶんか しゅうかん かちかん そ ほんとう しずおかし みりよく りかい  
国固有の文化や習慣、価値観に沿って、本当に静岡市の魅力を理解してもらえる、き  
こま たいおう か のう きたい  
め細かな対応が可能になると期待できます。

こうりゅう かっぱつ しずおかし だいに かんが がいこくじん  
このような交流が活発になれば、静岡市を「第二のふるさと」とであると考える外国人  
じゅうみん しずおかし すば はっしん きかい いよく さんか おも  
住民は、静岡市の素晴らしさを発信できる機会として、意欲をもって参加すると思  
います。



し  
資

りょう  
料



# たぶんかきょうせいこんわかいていげん あゆ 多文化共生懇話会提言までの歩み

## 第1回懇話会開催

2015年10月2日（金） 19:00～20:30 静岡市クリエイター支援センター 第2会議室

出席委員 13名

- 海野市民局長から、13名に多文化共生懇話会委員が委嘱されました。
- 事務局から、会議の趣旨、静岡市多文化共生推進計画の状況について説明がありました。
- 国際交流協会から、多文化共生の現状や協会の役割について説明がありました。
- 会長に土屋真理委員、副会長に王川絹子委員が選出されました。

### 〈主な審議内容〉

外国人留学生在がアルバイト中に経験したトラブルを例に、労働上の問題が起こった時の対応について話し合いました。

## 第2回懇話会開催

2015年12月4日（金） 19:00～20:30 静岡市クリエイター支援センター 第2会議室

出席委員 13名

### 〈主な審議内容〉

日本人住民と外国人住民がともに暮らしていく上での生活の問題について話し合いました。日本語学習の現状や、日本語学習支援団体との連携不足が問題提起されました。外国人住民の自治会への加入や、日本人住民の多文化共生意識の醸成について意見が出されました。

## 第3回懇話会開催

2016年2月5日（金） 19:00～20:30 静岡市クリエイター支援センター 第2会議室

出席委員 12名

### 〈主な審議内容〉

日本人住民と外国人住民がともに暮らしていく上での生活の問題と、その問題を解決するために外国人住民も協力できることについて話し合いました。就職につながる外国人向けの就職支援・養成講座の充実や、まちの活性化に貢献するために、外国人住民がまちのイベントや行事へ積極的に



参加することなどが提案されました。

#### 第4回懇話会開催

2016年7月4日（月） 19:00～20:30 静岡市国際交流協会 第2会議室

出席委員 8名

〈主な審議内容〉

外国人住民の生活上の課題を解決することで、同時に海外からの訪問者にとっても「安心して訪問できるまちづくり」につながるテーマについて話し合いました。医療機関を受診する際の通訳対応の整備や、静岡市の良いところ（観光資源、治安の良さ等）の積極的な発信、静岡市に住む外国人の視点を交流に生かす等の案が出されました。

#### 第5回懇話会開催

2016年10月3日（月） 19:00～20:30 静岡市国際交流協会 第2会議室

出席委員 9名

〈主な審議内容〉

日本人住民が多文化共生意識を学ぶ機会の充実について話し合いました。スポーツアクティビティや料理教室など、ことばが通じなくても交流が深められる体験型のイベントの実施や、外国の文化等を学べる国際理解講座や講演会の開催などが提案されました。既に実施されているものについては、SNS等を活用し、情報がより行き渡る工夫をすべきとの意見も出されました。

#### 第6回懇話会開催

2016年12月12日（月） 19:00～20:30 静岡市国際交流協会 第2会議室

出席委員 10名

〈主な審議内容〉

最終的な提言に向けて、提言書(案)について意見を出し合うとともに、最後の会議となるため2年間の感想を一人ずつ発表しました。主に情報の伝え方の工夫、日本語学習支援の重要性、外国人住民のまちづくりへの参加等について、様々な意見が出されました。

#### 市長へ提言

2017年3月13日（月） 15:10～15:40 静岡市役所 新館8階 市長応接室

たぶん かきょうせいこんわかいいいん  
多文化共生懇話会委員からのメッセージ

つちや まり かいちよう  
土屋 真理 会長



多文化共生懇話会は外国人にとって、とても大切な事業であると思います。議事の時、外国人に対して自由に発言の機会を与えられ、また、一人の市民として認められることは、外国人本人にとってほこらしく、また、心の安定感に繋がります。

平成27、28年の静岡市多文化共生懇話会において、委員の皆様から貴重なご意見やご提案等をだしていただきました。それらを事務局の皆様は受け入れ市に対しての提言書となりました。

私はその懇話会の会長として選ばれました。最初

は日本語の能力は不十分で有る為非常に不安でした。しかし、委員の皆様方の理解又、事務局の皆様方の支えで、議事は何の混乱もなく、進められ無事に終了しました。

なによりも、皆様と出逢ってとても幸せです。またの機会にもぜひお会いしたいです。本当にありがとうございました。



おうかわ きぬこ ふくかいちよう  
王川 絹子 副会長



私は清水区三保松原の近くに住んでいます。三保の松原が富士山文化遺産に登録され、大勢の観光客で賑わっています。富士山は四季により、いろんな顔を見せてくれます。朝ジョギングの時、富士山を見ながら走るのとは一番気持ちがいいです。

私は来日23年となります。すっかり静岡人、三保人となっています。今回多文化共生懇話会で、他国の委員たちと話し合うことができました。国際化都市を目指している静岡市では、「世界に輝く静岡」と明確な目標を掲げています。

これから我々外国人は、共生共栄な社会作りにつながる役割を果たして行こうかと再認識させられました。地域の住民と手を繋ぎ、社会の一員という自覚をしっかりと持ち、暮らしやすい静岡まちづくりに積極的に取り組もうと思います。私も温かく受け入れてくれた日本社会に恩返ししたい、微力ながら社会貢献したいと決意しました。今年初めて静岡マラソンにエントリーしました。とても楽しみにしています。

エリック ハナワルト 委員



この2年間、懇話会に参加させていただき自分にとって、とてもいい経験ができました。懇話会には様々な国籍の方が在籍していましたが、日本に来てから感じたことや困ったことは似たようなことでした。たとえば、日本語の勉強の仕方や初めての病院、銀行へ行く際に感じる不安などでした。同じ問題でも、人それぞれ違う解決方法を編み出しており、それはとても私にとって興味深いものでした。

皆さんと共有し、アイデアを出し合い、静岡をより国際的に導けるお手伝いできたこと、このような機会をあたえていただいたことに、大変感謝しています。またこれから益々、私の大好きな静岡が日本人に

とっても外国人にとっても住みよい輝く素敵な街になることを願っております。



小田 エリーザ 委員

私は来日26年目に入りますが、これまで複数の公的機関の外国人相談窓口で南米人を対象に相談業務に務めてきました。また、静岡市在住の南米人の状況や実態を知り、課題等を深める為、静岡大学大学院に社会人入学し、2014年度に卒業しました。

私が静岡市国際交流協会で日々受けている相談は多種多様ですが、主な相談は生活に密着したものです。彼らが置かれている環境を含め、言葉や文化等の違いが地域社会への参入の壁となっています。また、外国人住民に対する日本社会・制度の仕組みも未だ追いついていないのが現状です。

今回、静岡市多文化共生懇話会を通して、仲間の委員と意見交換や議論をすることでいくつかの疑問点の再確認ができました。各委員が様々な疑問点に対して地域社会の立場から真摯に話し合ったからこそ、前向きに議論ができました。グローバル化が進んでいる中、今回の提言の実現を願いつつ日本人・外国人住民のみならず、外国人訪問客も様々な恩恵を受けることのできるより良い地域社会への充実を期待しています。



おらん いいん  
鳥仁 委員



来日12年、静岡在住6年。静岡市にきた頃、仕事の関係で外国人懇話会の存在を知りました。その時からいつか静岡に住む外国人の一人として声を出せたら良いなと思いました。静岡市は政令指定都市で、大きな地方都市になっている一方、温暖な気候、豊富な山や海の幸とどこでも眺められる富士山をもつ地理的な良い条件により、保守的な部分もあります。

この度、公募による参加です。以前職場の推薦により区民懇話会に参加したことがあります。どちらも自分の住んでいる地域あるいは町をよりよくするためですが、メンバーが違うため、視点や立場はかなり変わります。

また会議の雰囲気も、外国人が多いため、もっと自由に話せる気がします。今回出会った皆様と数回の議論を重ね、意見交換ができ、とても貴重な経験を与えてくれたことに感謝します。提案書は形のみならず、静岡市在住の外国人にとって少しでも役に立てることを願っております。



カイン モン イー 委員



私は静岡に留学しに来て6年目になりました。懇話会に参加してからは、静岡市に住む外国人のために様々なサポートや活動を市が積極的に取り組んでいることを初めて知りました。私は会議で討論するため、自分自身が困っていることだけではなく、外国人の友達の意見も参考にしました。委員皆が知識の乏しい私の意見にも丁寧に聞いてくれました。委員の皆さんからも様々な意見を出してもらい、新たな問題や今後の課題を知ることができて、とても勉強になりました。私はこの二年間で懇話会を通し様々なバックを持つ外国人委員たちと日本人委員たちとの交流もできました。静岡市は私の第二の故郷であり、静岡市民として、多文化共生のまちづくりに協力してこれからも暮らしていきたいと思っています。この二年間、委員として貴重な体験をすることができました。機会を与えてくださった静岡市に感謝しています。



たかはた さち いいん  
高畑 幸 委員



静岡市で暮らして 6 年になります。静岡市では外国人住民の皆さんがよく地域に溶け込んでいるという印象です。2 年間、多文化共生懇話会に参加させていただき、委員の皆さんひとりひとりが生活者として静岡市に根を下ろし、その上で、町内会等の地域社会への参加や子どもの教育の課題等、具体的に話し合い提言をしているのを拝見しました。そして、委員の皆さんが静岡市に愛着を持って、今後、静岡市がもっと外国人が住みやすいまちになってほしい、そのために自分も貢献したいという意欲を強く感じました。何代にもわたって静岡市で暮らす在日コリアンの委員さんも、結婚して定住した委員さんも、数年前に来日した

留学生の委員さんも、滞在年数の長短に関わらず、みなさんが同じ立場で自由に意見を言い合えて、よい雰囲気

の委員会でした。私自身、とても楽しく参加させてもらいました。ありがとうございました。



デレゲルチチグ いいん  
委員



来日してから 4 年目になりました。その中で、2 年間は静岡での暮らしです。この 2 年間のうち、多文化共生懇話会の委員になったことを貴重な経験であったと考えております。このようなチャンスを与えてくださった職員の皆さんに感謝の気持ちを申し上げます。

今回の多文化共生懇話会の委員会を通して、外国人の生活を応援してきた日本人の方々や外国人の住民との交流をはかることができました。私はここで、留学生としての視点からしか語ることが出来ませんが、社会人として活躍している委員の皆さんの意見を聞いたり、議論に参加したりしたことが、これから社会人として生きていく上でも成長にもつながると思っております。

大学での院生のゼミでは「多文化社会論」という理論的ものを把握するための作業も多かったです。これを今回の委員会を通して、委員たちと議論することによって、実践することができたのは幸いです。

ぼく ちよん ほ いいん  
朴 政 浩 委員



きょうせい めいじつとも “しずおかじん”  
共生し、名実共に“静岡人”になりたいですね。

ほか さんかしゃ みなさま まじめ しせい わたし またじぶん  
他の参加者の皆様の真面目な姿勢に、私も又自分  
なりに一生懸命参加させて頂きました。さて、  
しずおかし かか もんだい とうぜんしずおかしどくじ もんだい  
静岡市が抱える問題は当然静岡市独自の問題である  
と考へます。他地域と比べ、似て非なるものであれ  
ば、しずおか オリジナルな解決法で臨むべきだと思ひ、  
いろいろ いけん わたし の  
色々な意見を私なりに述べさせてもらいました。私  
自身がオールドカマーの在日3世であり、しずおかう  
静岡育ちの生粋の静岡市民であるが故に、故郷である  
しずおか たい あいやく もちろんつよ  
静岡に対する愛着は勿論強いです。なので静岡市の  
とくちょう い かいけつほうほう たいへんよろこ  
特徴を活かした解決方法があれば、大変喜ばしいと  
おもいます。今後増えるであろうニューカマーの外国人  
のみならず、私達オールドカマーそして日本市民が

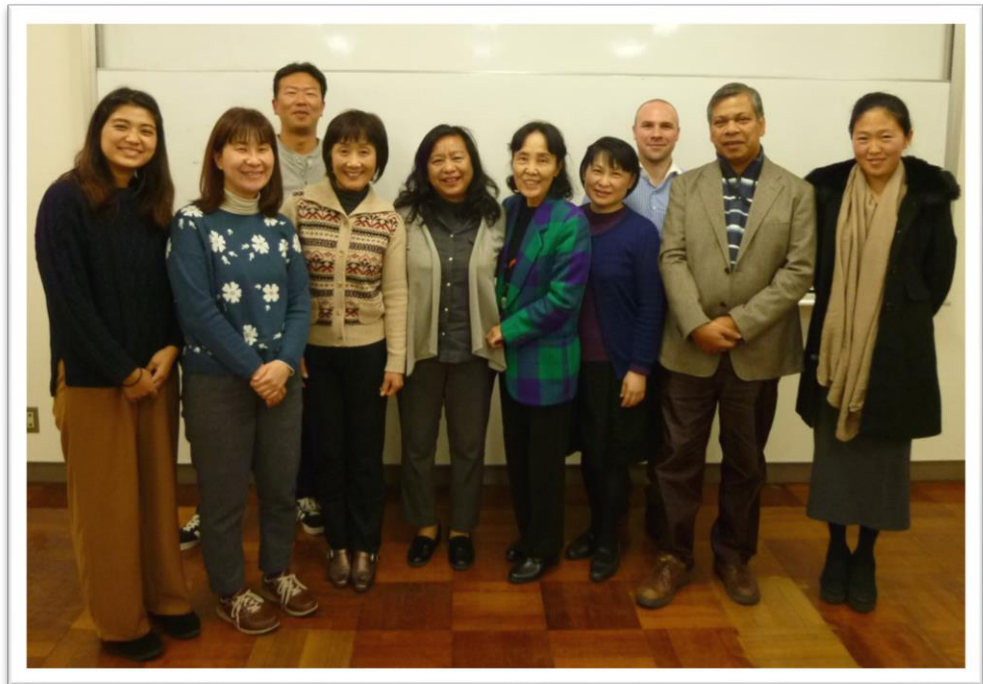


よしの えつ こ いいん  
吉野 恵津子 委員



10数年前、総務省行政相談委員として、「外国人  
のための行政相談会」の模索に、静岡評価事務所  
課長と懇話会を聴講させていただいた折、知人の  
外国人の方々が、はっきりと解かりやすく、静岡で  
の生活を述べ、素晴らしい提言をまとめられ感動い  
たしました。

今回、軽率にお引き受けしたものの、初日の  
懇話会では若い委員が多く、最年長だと判り恐縮  
し、場違いではないかと反省もしました。しかしそ  
の危惧の念は、懇話会の和やかな雰囲気と活発な  
意見交換で消え、反対に若い思考とエネルギーを  
吸収させていただく喜びに変わりました。第7期の立派な提言書が作成できましたことは、会長はじめ  
各委員、事務局の皆様のご尽力と感謝し、提言に終わらせることなく、「世界に輝く静岡」の実現に向け、清水  
日本語交流の会の活動にも生かしたいと考へております。



だい き しずおかしたぶんかきょうせいこんわかい いいんめいぼ  
 第7期 静岡市多文化共生懇話会 委員名簿

NO.	しめい 氏名	びこう 備考
1	土屋 真理 (つちや まり)	かいちょう 会長
2	王川 絹子(おうかわ きぬこ)	ふくかいちょう 副会長
3	エリック ハナワルト	
4	小田 エリーザ (おだ)	
5	烏仁 (おらん)	
6	カイン モン イー	
7	薩娜拉 (さなら)	
8	申 泰子 (しん てじゃ)	
9	高畑 幸 (たかはた さち)	
10	デレゲルチチグ	
11	ニアズ アハメド	
12	朴 政浩 (ぱく ちょんほ)	
13	モスタファ モハマド	
14	吉野 恵津子 (よしの えつこ)	



# 静岡市多文化共生懇話会設置要綱

## (設置)

第1条 静岡市は、市内に生活の本拠を有する外国人住民等が、自らの生活に関する諸問題についての懇談を通じて、地域社会の一員として市政に参画する機会を持ち、意欲を醸成するとともに、静岡市多文化共生推進計画（平成27年3月策定）に基づく多文化共生に関し、外国人住民の立場からの協議の場を持つことにより、様々な文化を有する住民の相互理解を促進し、もって全ての市民を通じた多文化共生の理念の実現に資するため、静岡市多文化共生懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

## (定義)

第2条 この要綱において「外国人住民等」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国籍法（昭和25年法律第147号）第4条の規定により日本国籍を取得した者
- (3) 父又は母が第1号に該当する者である者

## (所掌事務)

第3条 懇話会は、次に掲げる事項について検討し、市長に対し、その結果を報告し、提言を行うものとする。

- (1) 外国人住民等に係る本市の施策に関すること。
  - (2) 外国人住民等の価値観と個性を活かした本市のまちづくりに関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項
- 2 前項各号に掲げる検討事項の具体的なテーマは、懇話会の委員が協議して定めるものとする。

## (構成)

第4条 懇話会は、15人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、次の各号のいずれかに該当する外国人住民等のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている期間が連続して1年以上にわたる者
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認めた者
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第1項各号に掲げる事項を検討するために必要があると認めるときは、外国人住民等でない者を委員として委嘱することができる。
- 4 市長は、第2項第1号に掲げる委員の選任に当たっては、委員のうち3人を公募の方法により選任するよう努めるものとする。

## (任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員の責務)

第6条 委員は、常に特定の国又は民族の利益を代表するものではないことを念頭に置いて

て、職務を遂行しなければならない。

- 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会長及び副会長)

第7条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 会長は、懇話会を代表し、懇話会の会議の議長となる。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 懇話会の会議は、公開とする。ただし、懇話会の決定により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 会長が必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は懇話会に関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第9条 会長は、毎年、懇話会の検討結果をまとめ、市長に対し、報告及び提言を行う。

(市長等の責務)

第10条 市長その他の執行機関は、懇話会の運営に関し協力するよう努めるとともに、懇話会から前条の規定による報告及び提言があったときは、これを尊重するものとする。

(庶務)

第11条 懇話会の庶務は、市民局男女参画・多文化共生課において処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月末日までとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。